

## 労働の未来と社会保障

高 橋 武

### I は し が き

わが国では昭和の時代が1989(昭和64)年1月7日に終わって、翌日から平成に変わった。個人としてまた国民として、われわれはこの六十数年の間に明暗を分けた数々の激変を身をもって体験した。ひとつの時代が終わったと感じた人も多い。しかし一時代が終わるかどうかは、今後の展開如何による問題である。

それにしても40年前の敗戦と占領下にあった日本が、1980年代には世界の経済大国にのし上がった事実は感無量である。世界史に前例がないわけではないが、19世紀のパックス・ブリタニカ、20世紀のパックス・アメリカナを思い浮かべると、「さて次は」と考える人もいよう。折しもポール・ケネディ(イエール大学教授、1945年イギリス生まれ)の邦訳『大国の興亡』<sup>1)</sup>が版を重ねていることもある。しかしそれよりも、近年の人口動態からすれば、今後ともバイタリテイが持続できるか、心配である。

国際化は、今やわが国でキーワードになった。最近「経済の国際化」という意味で internationalisation を使っている英語文献も見受けるから、わが国だけのことではないようだ<sup>2)</sup>。変化の兆しは国際社会でもいろいろと見受けられる。EC(欧州共同体)は1992年に向けて一層の統合、つまり文字通りの単一市場への移行を始めた。国際政治でも、ゴルバチョフのペレストロイカ(国内再建)は、対外政策の面でも戦後の米ソ対立に終止符を打ちたい様子である。もしそうなれば南北対立が

残された問題として浮上することであろう。ブラント委員会(国際開発問題に関する独立委員会)のレポートに出番がまわってくれば幸いである<sup>3)</sup>。とはいえ Anthony Giddens(ケンブリッジ大学社会学教授)の説<sup>4)</sup>に照らして考えれば、発展途上国では〔文民〕政府が軍部の政権奪取を完全におさえきれるほど政治が成熟しているところはあまりなさそうである。戦前のわが国の体験からも容易に想像がつく。とにかく南北問題は容易でない。

「労働の未来と社会保障」を考える本稿でも、こうした背景の変化を無視するわけにはいかない。国際的コンテクストのなかで労働と社会保障の問題を考えることを私の仕事にしてきたからである。しかし元を正せば、労働や社会保障上の政策と制度は、明治以後の近代化の過程で、われわれの先輩が海外に学び、わが国の風土と現実に照らして選択的に採用し運営してきたものである。その意味で、時には祖先がえりが必要であるし、また比較や類推は研究方法として重要である<sup>5)</sup>。つまり何よりも大切なことは、「国際的に学び合う」ことである。

この稿の目的は、「労働の未来」について直接的なアプローチを試みるのではなく、これまでの変化や「積み残し」と思われる点にふれることによって、労働の未来を構想する際の素材を提供したいことにある。そのうえで最後に、労働のもつ社会保障への意味あいに少しく言及することにした。

「明日になって初めて知ること、今日のうちに言うことはできない」(K. ポッパー)。

## II 「労働」という言葉

労働や労働問題を扱う場合には、どうしても「労働」という言葉そのものに、イデオロギーとか、あるいはプロレーバー、アンチレーバーといった具合に、とにかく一種の思い込み (empathy) が込められていることも少なくない。つまり日本語の「労働」という漢字の場合には、価値中立的であることがむずかしい。他方、「働くこと」とか「働き」という大和言葉の場合には、それが全く感ぜられない。この違いは注目に値する。土着の日本語は詩歌や文学には最適で、外来の社会科学には不適当とされてきたことになる。逆の感もするが、とにかく、日本語はいまだに社会科学用語に最適になるほど発達してはいないことになる。この面での日本語の改善が立ち遅れていることである。そのうえ最近、情報化社会のため片仮名文字やローマ字略語が横行するようになった。これでは日本語はこの三者間に違和感が深まるばかりである。

こうして近頃は労働や経営関係で使われだした新しいタームにぶつかると、その意味が明確でない場合も少なくない<sup>6)</sup>。ことに翻訳書はひどい。テキストや解説書でさえ、巻末に語彙集 (glossary) を掲げるものは絶無に近いし、索引さえ近頃は稀になってしまった。そのためあって、本や雑誌に「労働」という語が訳語として出てくると、私は原文が英語であれば labour なのか work なのかと考える癖がついてしまった。この区別によって一応原文の真意が想像できるからである。もとよりそうはいかない場合もある。

英語の labour と work は、双方とも語源的には「苦しい」という意味が込められていたようである<sup>7)</sup>。しかし今では、work のほうは価値中立的な場合が多いから、「労働」と訳すよりも、「仕事」という字をあてるほうが適切な場合が多い。例えば、英語の works (複数形) は工場や事業場を意味するから works council は工場委員会、いわゆる労使協議 (制) 委員会のことであって、全く価値中立的である (戦前訳の労働委員会は不適切)。も

っとも a work (単数) は製作物や文学作品 (著作権法にいう著作物) をいうから、全く価値中立的というわけでもない。

他方 labour という語は、「労働と労働者」との不可分性という事実、つまり論理的には区別できる (労働力と労働者) としても、実際には両者が一体であるという事実によって、今でも価値中立的というわけにはいかない。そのうえ labour には、いまだに苦役の余韻がつきまといがちである。さらに labour には「労働者一般」という総称名詞ないしは集合名詞としての語義もある (今では a labour とか labours という用法はほとんどみられない)。

labour なる語が今でも価値中立的でない事実は、何よりも labour の歴史に関係がある。かつて近代以前では land and labour (土地と労働) という用語が支配的であった。産業革命によって、capital (資本) が加わったことによって、経済学はこの三者をもって生産要素に考えてきた。しかしその裏には支配と従属が資本主義の特徴になったため、capital and labour (資本と労働) がキーワードにまでなった。こうして労資の対立が近代社会の特徴になった。政治の領域では、多くの国で労働党または社会党が生まれ、保守政党との間で対立が政治の常道になった。米国に労働党や社会党がないのは、封建遺制がなかったことが大きな理由である。しかし今世紀の30年代に、またわが国では経済の高度成長期には経営 (management) が前面に浮上してきた。いわゆる資本と経営の分離である。それに対応して労働組合運動も拮抗力としての地位をかためるようになった。こうして労使関係論 (Industrial Relations: I.R.) が戦後期に学際的研究分野として確立することになる。労働組合が一方の actor (立役者) としての地位を確立するためには、法的小および行政上の支援も不可欠であった。こうした経緯からも labour という語には政治的な余韻が伴うため価値中立的でないわけである。

ところで I.R. の効果は何よりも、労働の人間の側面を取り入れた点にある。つまり労働は今では単なる生産要素としてモノ扱いではなしに、ヒ

ト扱いに昇格できたことが画期的である。人間関係論 (human relations) はその表れといってよい。いわゆる日本的経営は、臨時職員やパートを別にして、社員としての人間的側面が前面に出ている点に、何よりも特徴があるといってよい<sup>89)</sup>。

以上の work と labour の違いを一応明確にしておくために、ハンナ・アーレントの説を引用しておこう<sup>90)</sup>。この哲学者は、labour とは生物学的な新陳代謝を主に担当するための労働（その人間的条件は生命そのものの維持）、work とはこの世界に人工物をつけ加える仕事（その人間的条件は世俗性）に区別していた。しかしこれは昔の話であるから、いわば出発の原点と見るべきである。

ところでこの稿の「労働の未来」は、私としては英語では the future of labour よりも the future of work のほうが適切と考えたい。第1に work のほうが価値中立的であるし、また labour を含めて広義に使えるからである。第2に labour という語は、今でもその意味が賃労働を中心にし、「雇用」（いわゆる従属労働）に限られる傾向があるからである。そのため自営で働く人々（自営業者）や家族労働が除かれることになる。この点こそ次節で取り上げる問題である。

### III 雇用概念よりも work 概念

完全雇用という語があまり聞かれなくなって、すでに10年以上が過ぎた。西ヨーロッパでは失業の水準が1930年代の再現を思わせるほどの国も多い。にもかかわらず、社会不安がそれほどではないのは、何よりも社会保障が最も発達した地域だからであろう。「完全雇用の黄金時代は終わった」と断じた米国の著名な歴史学者 John A. Garraty は、『歴史のなかの失業』(Unemployment in History, 1979) で、戦後期の完全雇用が「史上、例外的なケース」であると見る。

完全雇用の終焉は、雇用という概念そのもののへの反省の契機にもなった。ILO の Jean Mouly たちの論文がそれである<sup>10)</sup>。ムーリー論文は本稿にとって不可欠と考えるので、その要旨を以下に再録させていただくことにしたい<sup>11)</sup>。

雇用という概念については、これまでのところ次の3つの側面または次元を取り上げたものが最善である。(1)生産の側面、つまり雇用は生産を生み出すこと、(2)所得の側面、つまり雇用はそれに就く者に所得を与えること、(3)認知の側面、つまり雇用は、ある人に何らかの価値あることに従事しているとの〔社会的〕認知を与えること。右の定義は、ILO が1970年代初めに世界雇用計画 (WEP) の下に派遣した包括的雇用戦略使節団の調査報告の結論に基づくものである。しかしこの概念は、以下の点でまぎらわしさや主観性が免れない。

第1に、この雇用概念は、暗に特定の型の経済的および社会的組織〔つまり資本主義体制——筆者〕を指す。もともと、この概念はある自由〔主義的〕な資本制社会〔つまり市場経済〕で生まれたものであって、また主に賃金および俸給を稼ぐ者〔つまり賃労働者〕に向けられたものであった。まず後者では、無給の家族従業者を「雇用」に扱うかどうか、労働統計で問題になってきた。また「家事」は「雇用」に含めないのが大方の慣行である。前者では、雇用は市場用生産への寄与という点で（公務の場合はこれへの類推で）定義される（生産の側面）。また賃金（所得の側面）は価格であるから、市場で決まる場合にのみ真に意味をもつ。つまり「労働の需給という相互作用を通して、当の個人が提供する労働の価値を確定するある社会的ニードに応じて」、その価値が決まる場合である。しかし、進んだ社会〔主義〕化経済では、生産への努力とその果実への権利の間には結びつきが薄い。またことに「生産からの所得」の代わりにトランスファー・ペイメント〔例えば、社会保障給付〕が支配するから、右のような「雇用」という考え方そのものが妥当しくなくなる。

第2に、上述の雇用概念は、〔その国の〕一般政策または開発の一定目的に、暗に照準が合わされている。例えば生産活動かどうかの区別は、政策（その価値判断は特定目的を反映する）に左右されることになる。つまり雇用とは、その社会の目的達成に寄与する活動ということにされる。例

えば完全雇用という場合に、その限度は、戦時には労働能力のある者全員の就労ということになるし、他方、今日のような福祉という枠組みのなかでは経済活動人口（労働力化率）は低下するから、その限度は当然低くならざるをえない。

第3に、雇用概念のあいまいさは、労働力人口が均質でないにもかかわらず、この事実を無視することからくる。例えば失業者については、年齢、技能ばかりでなく、家族もちかどうかの違いも大切である。失業者総数なるものは、単なるグロス以上の何ものでもない。

第4に、これまでの雇用という考え方は、「個人主義的誤り」を犯している。各人は、ある特定の家族の一員であって、その家族は一定の総労働能力をもった一経済単位と見ることができる。そのため「そのグループにとって集団的利益を最大にするやり方で」個々の家族員を使う場合もあるはずである。

つまり上の雇用概念は次のように批判できる。これまでの雇用という考え方は、最も初歩的な量的尺度であって、それは雇用的人間的な質の面、つまり労働条件と労働環境という一定の重要な問題の処理を無視したものである。これは宿命的な欠陥である。というのは、(1)人々が何故、提供された職を受け入れるのか拒否するのか（雇用水準はこれに左右される）について、その若干の理由が無視されるからである、(2)利用可能な雇用の質と量との間のトレード・オフ関係にも全く注目が払われない。

これを要するに、これまでの雇用概念は、雇用がもともと相対的概念である事実を見失っている。そのため以下の4点で重大な帰結をきたす。

- (1) 雇用情勢の〔国際〕比較や解釈がむずかしくなるし、有意義性をもたないことも起こる。例えば失業の国際比較がそうであって、中央計画経済〔社会主義〕の国では、失業は制度的に存在しないものとされる。もっとも、「企業内失業」という形のものはある。
- (2) 雇用に関する最適政策の確定がことにむずかしくなる。例えば、上述のように雇用の質という側面が無視されるからである。

(3) 例えば、求職者は個人差のない単なるマスとしか見なされないとか、失業問題の重大性が単に失業率という指数でしか判定されないように、明確な考察ができない危険が生ずる。

(4) これまでの雇用とか完全雇用という考え方は、一定の事態を対象にして使われてきたものである。そのため、これにあてはまらない事態の場合には、全く問題が存在しないとして見すごされてしまう危険がある。いわゆる二次的労働者 (secondary workers) [わが国でいう縁辺労働力に近い] の存在がその好例である。また完全雇用の概念も一般的にすぎて、中身が空虚なため、スローガンとしては有益であっても、例えば求職者にとっては現実的な利用価値が乏しい。

そこでムーリーは雇用概念の一新を提唱する。それは何よりも「人間の経済活動という基本的問題を解決するうえに真に有効性をもったものでなければならぬ」。というのは、「雇用はそれ自体が目的ではなく、人間のニードを直接・間接に充足するための資源利用の一方法」だからである。ムーリー論文には具体的な提案はなく、考え方の出発点とその方向が示唆される。

そこで、出発点としては「仕事」(work) がよいのではないかとする。いうまでもなく、雇用という考え方は「仕事」から切り離せないが、上述のように、雇用という概念は、「仕事」という基本的な〔人間の〕活動のうち、ある所与の社会的および経済的フレームワークのなかのものにしかあてはまらない。大切なのは、雇用よりも仕事のほうであるし、また社会におけるその役割のほうである。

問題は「仕事」とは何か、また「仕事」を他の人間活動から区別するものは何か、という点である。ムーリーは次の2つの特徴を指摘する。

- (1) 「仕事」は、不快なものと思われていゝる。もっとも、客観的にはそうでないこともあろう。また、ある義務、つまり職務として行われる。
- (2) 「仕事」から引き出される満足は、間接

のである。仕事はゲームや趣味のようにそれ自体のために行われるのではなく、そこから引き出される現金または現物の報酬のために行われる。

この2つの特徴は、お互いに関連がある。第1の特徴は、ある程度心理的なものであって、当の働く者がどのように疎外を感じるかに大なり小なり左右されよう。技術進歩は疎外を高めがちであるし、今後多くの社会で疎外が高まることであろう。というのは、当の本人の努力と報酬との間のギャップが加速度的にされるからである。また報酬全体のなかで占める社会保障給付の割合が高くなるからである。

疎外という動向は不可避か。これにはたぶん、さきに述べた「雇用に伴う社会的認知」、つまり社会への労働者の貢献についての認知が関係してこよう。この認知はそれ自体一種の報酬であるし、深い人間的ニードを満足させるものであるし、また帰属感を与える。そこから疎外感の緩和にもなる。こうした「仕事」の質的側面は、当の労働者の社会・経済的環境と一緒にあって、「仕事」と雇用に対する本人の態度を説明することに役立つ。

そこで雇用概念の改善には、次の3つの方向があるのではないかと、ムーリーは示唆する。

(1) 「仕事」(労働)の質(Q. W. L.)という側面は、雇用の質という一般問題の一部であって、それはその雇用が行われる〔就労〕条件はもとより、雇用の目的をも包含するものと見るべきである。上述の雇用の質と量とのトレード・オフの可能性については細心の考察が大切になる。

(2) 個人は就業中の者も求職中の者も、本人の家族、その他その属するグループから切り離して考えられてはならない。というのは、本人のビヘイビア、ことに求人に応ずるかどうかの諸条件(場所、時、不快さ、疎外)を説明するものは、これだからである。したがって雇用分析にあたっては、個人だけでなく、グループについても関心を払わねばならない。

(3) 生産——これが雇用の基本的規準——へのある人の貢献度については、生産に関するその社会的および経済的目的が確定されない限り、前もって測定することは不可能である。社会の目的とその成員としての個人の目的との間には、多くの社会で争い(対立)が生じやすい。「すべての人間的の中身を無にしたある抽象よりも、丸みのある豊かな概念に基づいた雇用という全く複雑な現象を評価することになれば、こうした争いも理解できることになろうし、またそれだけ解決もやさしいにちがいない」。

ところで雇用という概念は、社会保障の仕組みのなかに組み込まれてきた。初期の労働者保護法が雇用を基礎にして社会保険を設計した沿革からである。わが国では長い間5人未満の事業所に働く労働者への未適用の問題が懸案であった。最近になってようやく打開の方策が講ぜられた。ただし法人企業に限ってである。わが国では労働者が失職すると被保険者でなくなり、社会保障への権利が侵される危険がある。法の適用が直接に当の本人に対してではなく、「事業所」とされているからである。つまり特定企業への就職を通じて、社会保障への権利と義務が発生する仕組みである。その意味では、雇用は、まさしく文字通り従属労働を意味する。この点で社会保障における雇用概念は、今日の「労働力(モノ)から労働者(ヒト)へ」の格上げ動向からすれば、立ち遅れてしまった。後述(V節)するように、「文字通りすべての個人(赤ん坊から老人まで)に対する無条件の(つまり就労や所得の有無にかかわらず)適用」が実現されるまでの途上では、まず雇用よりもwork(仕事)に基礎をおく社会保障への段階が展望されることになろう<sup>12)</sup>。

#### IV 変化の時代に数々の傑作

現代は思いもかけないことが起こる変化の時代である。1970年代に「第3のイタリア」が出現したとされるのが、その好例である。アドリア海寄りの「アンコナーベニスーボログナ」の三角地帯

に小企業が群生して、非常な注目を浴びた。伝統的な工業三角地帯(チューリン-ミラノ-ゼノア)をもつ北部イタリア、南部開発資金を永年つぎ込んでなかなかうまくいかない南部イタリアとの対比においてである。Charles Sabel (MIT) の調査で一躍有名になった<sup>13)</sup>。事の起こりは、なかでも1968年の歴史的なストライキ(いわゆる暑い秋)で失職した労働者たちが、自分の子供を使って始めた町工場からだともいう。彼らが今でも左翼系CGILの組合員であることも興味を引く。労働法規もなんのその、ヤミ経済が幅をきかせてきたという。日本式に考えれば組合員籍をもつ経営者、いや自営業者(フランス語でいう独立労働者)というところであろう。Sabelは「フォード主義の終焉?」の終章で「ハイテク町工場(High-technology cottage industry)」を重視する。とにかく近代的な雇用よりもworkのほうである。サンディカリズムの伝統が生きているのかもしれない。最近イタリアはGNPでイギリスを追い越したらしい。これには、「第3のイタリア」の貢献も大きいようだ。ECの単一市場ではイタリアが台風の目になるとの予想もある。

都市研究で有名な米国のJane Jacobsは、早速このSabel調査を援用して自説を補強する<sup>14)</sup>。彼女の説は、経済発展というものは都市(国ではなく)のimport-replacing exports(〔輸〕移入代替型の〔輸〕移出)によって実現するのであって、これまでの経済学は都市を忘れてきたと強く批判する。文明には考古学的にも青銅器、文字、都市の三要素が条件であって、古代の都市国家がそれだとする。彼女の説を誇張していえば、工場地帯が都市の下町に生まれるのは、「あたかも癌細胞が自己増殖的に展開する」ことに対比できそうだ。彼女は東京下町の自転車修理業の歴史(Allenの研究)を北関東の山村部落(R. Doreの研究)との関連でフォローする。彼女が主張したいのは、上からのアプローチが失敗しやすい事実にある。米国の有名なテネシー・バレー開発(TVA)の失敗(発芽させても実<sup>み</sup>はできなかった)や、ソ連経済の失敗(ここでも癌細胞の自己増殖はなかった)が例証に出される。本書は「一国内の南北問

題」へのアプローチにとってバイブル的存在といっている。官庁指導型の地域開発が失敗しないためにも。

労働や余暇に関心の強い哲学者、安永寿延『労働の経焉』(1985)は、今や労働者が働いているのは工場のなかではなく、工場の外側であることを自らの実態調査によって明らかにした。ダニエル・ベル(1973)のいうthe making of thingsよりも、the doing of thingsが実証されたことになる<sup>15)</sup>。そこで昔の農・工・商を前提にした3部門分割の一次、二次、三次の産業分類に、例えば四次(交換と情報)、五次(調査研究と政府)を追加しなければならなくなろう。

ところでworkそのものも、かつては「生計を立てる一方法」(a way of making living)であったが、今では生活様式(a way of life)そのものに変質したとS. Pollardは指摘する<sup>16)</sup>。Eli Ginzberg, *Good Job, Bad Job, No Job*, 1979は、青年の間ではgood jobsへの要求が強まり、婦人の進出で共稼ぎ世帯が支配的になり、稼ぎ手1人の単一賃金世帯との差が決定的になったと指摘する。とにかくa Laboristic State(労働本位国家, S. H. Slichter, 1948)<sup>17)</sup>よりも、現代はa work-centred society(仕事中心社会)のほうである。

そこでイギリスのCharles B. Handyを中心とする「労働の未来」学派にふれることにしよう<sup>18)</sup>。重厚長大型産業の後退、シティからの脱出、自宅勤務の出現、Small is Beautiful(E. Schumacher)の実証(分社への動き)など、Limits to Growthのため完全雇用への復帰がもはや不可能と見るHandyは、新しい型の人間労働(仕事)の在り方を模索する。ひとつの代案は生涯の労働時間の短縮にある。これまで人々は、「47時間×47(週)×47(年)=10万時間」を働いてきたが、近々のうちに(30年先には)「35時間×35(週)×35(年)=5万時間」に半減せざるをえないとする。この線に沿ってJames Robertson<sup>19)</sup>は、人類史は奴隷から農奴へ、次いで産業時代には雇用(雇用帝国の時代)に、今後のポスト産業時代にはownwork(新語、自分仕事)への移行を予想する。そこで残った時間には無償のvoluntary workが重要に

なるのが必至だとする。最低保証の社会保障給付を前提にしての話である。次のV節でふれたい。

そこで新しい余暇 (leisure) 論が登場せざるをえない。これまでの「労働か余暇か」という二分化、例えば労働時間以外の自由時間を余暇とみるの発想は、おかしいとするのが米国の哲学者 Mortimer J. Adler である<sup>20)</sup>。Adler は toiling としての work を labor と称し、leisuring としての work を leisure とする考え方である。資本集約的経済のみが十分な自由時間を許すものであると指摘する Adler は、Veblen の有名な有閑階級 (leisure class) 論を批判する。もともと the idle class (仕事のない、または怠慢な階級) を論じたのであるから、ベブレンの用法は言語道断の誤用だと決めつける。要するに「労働(仕事)か余暇か」の二分法ではなく、「余暇のなかにも work がある」とみる発想の転換を教えるわけである。

そこで仕事 (work) の点から社会はどうあるべきか、ゾルレン (ought) の問題にふれねばならない。この社会倫理上のテーマは、ダニエル・ベルによれば political economy (政治経済学) よりも political philosophy (政治哲学) に属するのが至当とする<sup>21)</sup>。功利主義や力 (power) による支配では正義とはいえないからである。この点で、Alan Brown, *Modern Political Philosophy, Theories of the Just Society*, 1986 が利用できる。この若い学徒 (1955年生まれ) は功利主義やマルキシズムではなしにネオ・アリストテレス思想に立って、この課題にアプローチする。彼は「4つの基本財(善)」(just four basic goods), つまり生活の資、仕事の提供、労働の質、労働の場を支配する社会関係の提供というコンテクストのなかで political economy (経済学) が論すべきものと提案する。この4つの基本財(善)は、伝統的な労働問題論と労働経済学でいえば、賃金、雇用、労働条件、労使関係ということになる。ただし just goods (単なる財ではなく、正義にかなう善) でなければならないとする点で、社会倫理にかなうと見ているわけである。

なおダニエル・ベルは、新しい意思決定の規程として the economizing mode (経済化または節約

モード) から the sociologizing mode への移行を主張する。というのは、前者は「機能的能率と物の管理(人はモノとして扱われる)を志向する」が、後者は「より幅広い社会的規程を立てるからである。もっともこれによって不可避免的に能率の損失、生産の減少、非経済的諸価値の導入に伴ってその他のコストを引き起こす<sup>22)</sup>」ことになるのもやむをえないとする。

このダニエル・ベルの主張は、今日の労使関係論の線に近い。雑学志向の素人の筆者から見ると、当初、経済学 (political economy) は moral science (道徳科学というよりは「人間観察の科学」) の一部として誕生したが、その発展の過程で (economics) 徐々に人間存在が捨象されてきた (econometrics) ようにも感ぜられる。ダニエル・ベルが主張しているのは人間復活ということである。

## V 「21世紀に向けての社会保障」

労働が社会保障に対しどのような意味あいをもつかに移ることにする。順序として、ここにいう社会保障とは何を指すか、から始めたい。これまで社会保障と目され、また現実展開してきたのは、わが国の用語でいえば、(1)所得保障、(2)医療保障、(3)社会福祉、の3つと見てよい。1935年の米国法で初めて使われた社会保障という語は、1942年のベバリッジ報告でその概念が明確にされたこともあって、当初は(1)の所得保障を中心に考えられていた。

「社会保障の本質的目的は、社会のあらゆる人々をして、すべての不測事態におけるすべての社会的リスクの金銭的帰結に対し、完全に保護することにある」とILOのA.ゼレンカは定義していた<sup>23)</sup>。もとより(2)の医療保障を無視したことにはならないが、その後のめざましい展開、ことに医療費の急速な累増の事実からすれば、もはやこの定義では不十分になってしまった。(3)の社会福祉については、ILOの「21世紀に向けて社会保障の発展」<sup>24)</sup>と題する報告書(1984年、ラロック委員会の報告)が社会サービス (the social services) のなかで「人口と家族政策」、雇用政策とともに、

大きく取り上げた部門である。ILO として初めて第3期の社会保障はサービス重視であるべきだとして(第1期はパターンリズム, 第2期は社会保険), 社会福祉サービスが「保健サービス」(医療 medical case という語ではなしに)よりも重視された。画期的である。

このラロック委員会は、1980年に「社会保障は岐路」<sup>25)</sup>に立ったと判断した ILO 総長によって特別に任命したものであって、その報告に盛られた内容はまことに目を見はらせるものがある。例えば社会保障における男女不平等は、「時代おくれの従属概念や道徳的判断が上積みされて、新しい生活スタイルを採用する人たちを罰する」形になっていると指弾する。こうしてこれまでの社会保障に対して、抜本的な転換を求めた勧告がなされる。

まず社会保障は、その膨大な支出にもかかわらず、社会的目標の達成に失敗したと手厳しい。貧困問題の解決に失敗したのは、(1)社会保障の複雑化と官僚化、(2)「仕事に基礎をおく権利」という仕組みが働いたことのない人を排除したこと、(3)低所得者の家族責任に対して配慮を欠いたからである。

医療保障に対しては、ことに痛烈である。「(1)「修理」医療と見せかけの予防医療、(2)サービス提供者の権力の強大化に役立ち、(3)社会問題の医療化さえ招来させ(自宅でも可能な人々のナースিংホームや老人ホームでの処置)、(4)個人は自らの健康に責任をとることから排除され、(5)その結果、保健ケア制度は消費者の願望に答えるよりは、サービス提供者の利益のために運営されるといわれる」ほどだとする。これらは保健政策が断片化した結果であるから、今後は治療と予防との間のこれまでのバランスを変えること、「医学的に権威づけのある医療行為 (medically authorised action)」と「社会的に権威づけのある行為」との間のこれまでのバランスを変える必要があるとする。こうした勧告は既存の一定の伝統と自由と対し修正を求めることになるが、これは「避けられない」とラロック委員会は断言する。

ところで「社会福祉サービスは生活の質に大き

く寄与できるにもかかわらず、治療的保健サービスの肥大膨張に比べると、はるかに過小供与でしかない」事実は重大だとする。そうして「社会福祉サービスが発展するにつれて、また実際にも利用可能になるにつれて、社会的サービスへのアクセス権」があるべきだとする。

ところで21世紀を展望するとなれば、高齢化社会における労働と社会保障に不安を感じる人も多いであろう。ラロック報告は、「将来の仕事(労働)は今日の仕事とは極めて違うこと」もありえようとして、「サービスとレジャー産業では成長への潜在力は事実上、無限である」と判断する。そこから「年金の資金調達」について最近一部に再燃した「賦課方式か完全積み立て方式か」の議論に対して、委員会は断固として完全積み立て方式を拒否した。肝心の社会保障の財源問題については、ラロック報告は概して常識的である。例えば、(1)社会保障の財政は逆進的な方法よりも累進的な方法を、(2)給付が所得に結びつくものについては拠出上限の廃止、(3)公的な拠出制社会保障の場合に、ある合理的で妥当な部分については累進課税で一部賄うことなどが勧告される。注目すべきことは、公的な社会保障制度をコントラクト・アウト(適用除外)して私的な職場別年金プランで代用するやり方については、「これを許すべきではない」と勧告する<sup>26)</sup>。

以上のようにこうまで断言されると、もはや私の出番は終わったようなものだ。ただ米国の分析哲学者 Nicholas Rescher が *Welfare* (1972) と題する珍しい著書<sup>27)</sup>で、米国の社会保障を分析して、「現在考えられているような福祉支持プログラムは、その公言する目標の達成に失敗すると考えてよい十分な理由がある」(p. 72)。と断言した。また、きたるべき時代は個々人の「生活の質」を重視することになろうとしていた点も、ラロック報告書の線に逆ずる。とにかくこの哲学者も福祉とか幸福というものは、もともと「社会的に行為可能 (actionable) なもの」であっても、政治的には実行可能なもの (feasibility) とは考えていない。「幸福は直接的には福祉政策の内容にはなりえない」と強調する。究極的な「救い」は「国家」に



はなく、われわれ1人1人の心のなかにあるからである。

ことのついでに、わが国では高齢者社会とか長寿社会がキーワードになっているから、老齡とは何かについて若き日のカントの一節を引用する必要がありそうだ。

「もしあなたが、あるものを古いと呼ぶべきか、極めて古いと呼ぶべきか、あるいは、今でも若いと呼ぶべきか、を知りたいと思えば、あなたは、それがどれほど長く存在してきたか〔つまり過去〕をたずねるのではなしに、今までどおり長持ちしそうな時間〔つまり未来〕に関連させて、いうべきである。ある種の創造物〔つまり人間〕については高年齢と呼ぶことができる時間の長さも、他の者にとってはそうではないのである」<sup>28)</sup>。

つまり「年をとる」ことは必ずしも「老いた」ということではない。人間は、また生きものはすべて例外なく、過去に向かってではなく、明日に向かって生きていく存在である。この単純な真理を忘れて、例えば65歳以上の人たちを十把ひとからげに老齡者に分類して、「年金で追っばらう」(pension-off) やり方は、あまり品のよい政策とはいえない。いつまでも長持ちしそうにも思われえない。

そこで、問題は、「老齡者」という分類(カテゴリー化)そのものから起こる。この問題を正面から取り上げて、non-categorical アプローチを試みたのが、オーストラリアの Henderson Report (1975) である<sup>29)</sup>。そこでは、「文字通りすべての個人(赤ん坊から老人まで)に対して無条件の(つまり就労や所得の有無にかかわらず)最低保証給付を支給する」プランが提案された。文字通りの普遍主義であるから、「完全型の最低保証給付」と名付けてよい。その半面、必要な財源については、収入のあるもの全員(もとより全労働者)からの高率(50%前後)の比例課税が不可避になる。同案は当時の政変もあって沙汰やみに終わったが、いつかは再び浮上するにちがいない。社会保障上の本質的問題に対する貴重な試みだからである<sup>30)</sup>。

## VI 結び:「休暇の社会保障化」

わが国では労働時間の短縮が今や国民的課題にまでなってきた。経済大国の面目にかけても、ここ数年のうちに打開への道を講じなければ、「休暇を知らない日本の労働者」は海外から人間扱いされなくなるかもしれない。最悪の場合には、わが国経済に対し外から Limits to Growth のストップがかからないとも限らない。ことは急を要する。上記の哲学者 Adler もいうように余暇のなかにも work があるわけであるから、「労働、余暇、社会保障」は21世紀にふさわしいテーマであろう。勇を鼓して、まず20年前の小著の一節<sup>31)</sup>を再録することにして、「休暇の社会保障化」でこの結びをはじめたい。

「ベルギーでは、有給の年次休暇をあらゆる労働者に現実に保証するために、法律によって業種別にまた地域別に、有給休暇金庫なる特別の機関が設置されている。労働者はそこから自分名義の有給休暇手帳を交付される。それはちょうどわが国の健康保険証と思えばよい。会社は毎回の給与支払日に各人の有給休暇手帳に、本人の賃金の一定率に相当するスタンプを貼るのである。このスタンプ方式によって、会社は有給休暇金庫に対し有給休暇用拠出金を納入していることになるわけである。

こうして、労働者は休暇旅行に出かけるまえに、所属の有給休暇金庫に自分の有給休暇手帳を提示して、必要な休暇用の給与をうけとることになる。その額は、本人が別に長期の欠勤でもないかぎり、通常の賃金の4週間分に相当するものである。このやり方によると、かりに労働者が会社を変えても別に休暇への権利を失うことにはならない。その意味では、本人の休暇への権利は完全に確保されることになる。さらに休暇用の給与が直接会社から支弁されるのではなく、間接的に支弁されている点で、社会保障のやり方に近いことになる」。

当時のベルギー休暇法は「2労働週の休暇と4週間分の休暇手当」であったから、現在ではそれ

どれ2倍にはなっていることであろう。そこで、わが国に本格的な休暇制度を確立させるためには、この種の休暇金庫方式の採用可能性について、とくと検討することも無益ではあるまい。幸い昭和の最後の年度に改正労基法が施行された。この遺産は平成の時代に生かされねばならない。労基法40年の歴史でも、わが国は労働者休暇の確立に失敗した。発想の仕方を変えない限り、再び失敗する恐れがある。

ところで生涯の労働時間を短くするために、個々人の一生を通ずる教育、労働、退職（引退）のそれぞれの期間を結びつけ、弾力的に変えられるようにする提案がある。Louis Emmerij (OECD 開発センター所長) である<sup>32)</sup>。レカレント（生涯）教育、労働市場のニードに応ずる労働供給の弾力化、所得配分を政策的に変えられる形での実施、社会保障制度の調整がポイントになる。財源には現に失業保険や教育費（有給教育休暇、奨学金—学生給与）に向けられる資金の充当が示唆される。この提案の狙いは労働供給の削減にあるが、「労働、余暇、社会保障」に生涯教育（訓練）が加わる点にも新味がある。一考に値する。

『哲学することを学ぶ』の著者、故 E. R. Emmet (1909~80) 教授は、「発想の転換」の意味を次のように教える<sup>33)</sup>。「進歩というものは、取り組みつつあった諸問題がよい直された後でなければ、〔つまり〕それらの疑問または問題が別の方法で表現された後でなければ、〔換言すれば〕その疑問または問題の古い設問形式からの断絶がなされた後でなければ、実現されたことがなかった」。今日的な用法でいえば、パラダイムの転換を考えねばならないということであろう。エドワード・ホールもいうように、「最も基本的なわれわれの問題のいくつかに対する答は、われわれの思考方法〔そのもの〕のなかにある」<sup>34)</sup>。

最後に国際化にふれたい。今や経済活動が国境を越え、多国籍企業が威力を一層発揮することになれば、21世紀は諸国間の相互依存の関係がますます強まることであろう。そこで政治的には旧式の主権国家体制と経済的には国境のない活動との間に、矛盾と対立が強まることは必至である。生

物学的には人類4万年の歴史は人の移動と戦争の繰り返しであったとポール・コリンボー教授（オハイオ大学動物学）の「歴史の生物学的理論」は教える<sup>35)</sup>。それによると、レミング（極地のハタネズミ）が数年ごとの個体数〔人口〕の激増のため集団的狂乱状態で自殺行を繰り返すように、人類も外征（戦争）を繰り返してきた。この点を人口学から実証したのがガストン・ブートゥール（パリ大学戦争研究所教授）『幼児殺しの世界』（1970年、宇佐見英治訳、1973年）である。原書名の「幼児殺しの延期」は幼児殺しを青年期まで延期して、戦争で人口調節をしたという意味である。大戦争が古代ギリシャからフランス、イギリスと100年（今世紀に入って4半世紀）ごと起こっているとする。第2次大戦以後の現代でも、戦争は新興諸国の間で頻発してきた。「国造り」の〔上からの〕ナショナリズムの時代にあって、戦争ほどナショナリズムを高揚するものはないからである。

そこで「不法外国人労働者」問題に一言ふれる。*The Future of Migration* 1987 と題する OECD 会議 レポート から「結論」（ピエール・ラロック議長による）の一節を引用したいからである。

「人は自然に移動する〔存在である〕。どの時代、世界のどの部分、またどの文明でも、そこには移民 (migration) があった。従って移民は、物事の自然的秩序を阻害する異常なある現象とみなしてはならない。移民は例外ではない。何故なら、人人の個人的および集団的生活の正常な一部だからである。これこそ本質的な真理である。つまり今では殆んど認識されないが、われわれすべては、これについてもっと完全にわかるようになるべきである」(p. 27)。

フランス社会保障の生みの親ピエール・ラロックは、戦後世界の社会保障の発展に貢献した点でベバリッジ卿とならぶ人である。この一節は世俗的知恵に浸され<sup>36)</sup>つつあるわれわれに対し学問的英知を教えるものがある。

ところで、福祉国家がナショナリズムを強める危険性については、G. ミュルダールが『福祉国家を超えて』（1960年）によって早くから警告して

いた。この場合には、むしろ大衆レベルの〔つまり上からではなく〕ナショナリズムが問題になる。近代の「国民国家」はこの国民レベルのナショナリズムに立脚するものだからである。その意味では、福祉国家の終焉とはマイナス面ばかりではないことになる<sup>37)</sup>。労働と社会保障における脱ナショナリズム、つまり国際化は、これからの大きな国民的課題である<sup>38)</sup>。

# 注

- 1) Paul Kennedy, *Economic Change and Military Conflict from 1500~2000*, p. 677, 1987.
- 2) 「国際化」という日本語は、筆者には日本生まれのように思われる。つまり internationalisation の訳語として生まれたのではない。この語は「国際管理」という意味で第1次大戦後、いっとき使われていた。国際連盟の管理下にあったダンテッヒ（現在のグダンスク）が好例である。その意味でも「日本の国際化」という用語は、英語に訳す場合には注意が肝要である。なお『国際化する労働問題と社会政策』（社会政策学会研究大会，社会政策叢書第8章，啓文社，1984年）に所収の同じタイトルの高橋武を参照。浜口恵俊編著『国際化と情報化——比較文明学からの視点から』所収の長谷川ミチ子『『国際化』の根本構造』も internationalisation なる語の由来にふれる。
- 3) North-South, *A Programme for Survival*, The Report of the Independent Commission on International Development Issues under the Chairmanship of Willy Brandt, 1980 (Pan Books), 邦訳がある。Common Crisis North-South, Cooperation for World Recovery, The Brandt Commission, 1983 (Pan Books). なお Nigel Harris, *The End of the Third World*, Newly Industrializing Countries and the Decline of an Ideology, 1987, Penguin Books. は好著。
- 4) Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, 1985, p. 399, Polity Press.
- 5) 元来、人間は自分のことには気づかない、わからない部分がある存在である。国の場合も同様である。外からのアプローチが大切なわけである。フランスの社会学者ミシェル・クロジエ (Michel Crozier) の『アメリカ病 Mal Américain』(大空博訳，読売新聞社，1982年) は、「悪を手なずけるまでには数世紀がかかった」西欧と「悪が存在しない前提に立った人間」の多い米国との対比は見事というほかはない (第10章「善という名の悪魔」)。「労働組合のアメリカ」から始まる本書は、労働と社会保障の研究にとっても貴重である。
- 6) 次の高橋武「労働時間」(日本労務管理史I 中條毅・菊野一雄編『雇用制』，1988年に所収) では「用語からのアプローチ」に一節をあてて、「漢字の問題性」を扱った。
- 7) Raymond Williams, *Keywords, A Vocabulary of Culture and Society*, Flamingo by Fontana Paperbacks, 1984, の labour と work の項。
- 8) レスター・サロー (Lester C. Thurow) 『ゼロ・サム社会 解決編』(1986年，金森久雄監訳) は、「新しい事業をうまく開始する……真の秘訣は労働市場のなかにある」(326ページ)として、依然として労働は「労働力としてのモノ扱い」である。
- 9) Hannah Arendt, *The Human Condition*, 1958 (志水速雄訳『人間の条件』，1973年)。このほか action (人が自分の卓越を示す「行為」，つまり演技であって，その生命は短い。例えば「医の行為」) をあげ，work, labour とともにこの3つを activities「活動」，つまり人が環境に働きかける内発的な能力) とする。
- 10) Jean Mouly, "Employment, A Concept in Need of Renovation" (*International Labour Review*, July-Aug. 1977); D. Werneke and R. Broadfield, "A Needs-Oriented Approach to Manpower Policy" (*ibid.* Sept.-Oct. 1977).
- 11) すでに筆者は「雇用への発想の転換——社会保障への意味合い」(『週刊・社会保障』No. 1037, 昭和54年(1979)8月27日)で Mouly 論文を中心に扱った。以下はその部分の抜粋である。
- 12) Robert W. Cox, *Production, Power, and World Order*, Social Forces in the Making of History, 1987, Columbia University Press は、「生産の社会関係」の一類型として「資本主義的發展」とともに「再分配的發展」を取り上げる。同著者による *Power, Production, and Redistributive Social Relations* が近く出る予定である。ここにいう「生産の社会関係」とは Industrial Relation に近い。なおこの Power and Production シリーズ(4巻)は，著者(カナダ，ヨーク大学教授，国際政治学)が ILO 国際労働研究所長時代の同僚 Jeffrey Harrod との30年来の共同プロジェクトである。Harrod は The Unprotected Worker (未組織労働者) と The Established Worker (組織労働者) の2巻を担当する。
- 13) Charles Sabel, *Work and Politics*, The Division of Labor in Industry, 1982, Cambridge University Press.
- 14) Jane Jacobs, *Cities and the Wealth of Nations*, Principles of Economic Life, 1982 (邦訳『都市の経済学』がある)。
- 15) Daniel Bell, *The Coming of Post-Industrial Society*, A Venture in Social Forecasting, 1973 Basic Books.
- 16) Sidney Pollard, The Rise of the Service Industries and White-Collar Employment, in *Post-Industrial Society*, ed. by Bo Gustafsson, 1979, Croom Helm.
- 17) Sumner H. Slichter "Are We Becoming a 'Laboristic State'? 1948" (in Francis S. Dooey

- ed; *Readings in Labor Economics*, 1950, Addison-Wesley Press, pp. 332-338).
- 18) 高橋武「“労働の将来” あれこれ——“殆んど労働のない世界” にふれて」(『世界の労働』第36巻第10号, 1986年)で、「労働の未来」派3人を紹介した。Charles B. Handy, *The Future of Work*, p. 201, 1984, Basil Blackwell. これに「ある変りつつある社会への指針」の副題がつくのは、企業(経営)や団体(管理)のコンサルタントの経験からである。*Understanding Organizations* (3rd ed., 1985)は経営入門としてよくできている。最近では *Understanding Schools as Organizations* (1986), *Understanding Voluntary Organizations* (1988) も出た。R. E. Paul, ed., *On Work*, Historical, Comparative & Theoretical Approaches, p. 752, 1988, Basil Blackwell. には、編者のエピローグとして *The Future—of—Work Industry: A Polemic on Polemics* で、Handy を教祖(?)とする「労働の未来」屋を祖上にのせる。ただし本文には Handy の論稿は出てこない。
- 19) James Robertson, *Future Work*, p. 220, 1985, Gower/Maurice Temple Smith.
- 20) Mortimer J. Adler, *A Vision of the Future*, Twelve Ideas for a Better Life and a Better Society, p. 261, 1984, Macmillan Pub. Co. A. J. Veal, *Lesure and the Future*, 1987, Allen & Unwin, はソース・ブックとしても貴重。
- 21) D. Bell の上掲書, 298ページ。
- 22) 同上, 42-43ページ。
- 23) Anton Zelenka (ILO のアクチュアリー, 社会保障部長, 1946~77), 「農業の社会保障に関する考察——社会保障の特殊制度について」(『ILO 時報』第15巻第3号, 1963年)。ここに「農業の社会保障」という ILO の用法(フランス法にもある)は、わが国ではなじみが薄い。農業(農村ではなく)における社会保障の意味であって、経済活動は所得(資金)だけでなく社会保障(の財源)も当然に配慮すべきことが含意される。
- 24) ILO, *Into the Twenty-first Century: the Development of Social Security*, A Report to the Director-General of the International Labour Office on the response of the social security system in industrialised countries to economic and social change, 1984, p. 115.
- 25) “Social Security at the Crossroads” in *International Labour Review*, pp. 139-151, Jan. 1980.
- 26) ここにいう適用除外というやり方は、厚生年金保険法の1965年改正によって、特別法人としての厚生年金基金が導入された際に採用された(いわゆる調整年金制度)。その直前、日本政府の来訪者から相談を受けた ILO の Zelenka は、公的年金と私的年金との関係は、所詮「水と油」であるとして(前者はいわば「親方日の丸」, 後者は「完全積み立て方式」が原則), 否定的な意見を述べた。政府はイギリス国民保険法の改正(既存の職場年金制度についての適用除外を許した)を先例にして、1965年の改正を行った。イギリスは、その後失敗に終わったが、さて日本のケースはどうなるか?
- 27) Nicholas Rescher, *Welfare*, The Social Issues in Philosophical Perspectives, 1972, University of Pittsburgh Press.
- 28) H. A. Rhee, *Human Ageing and Retirement*, ISSA, Geneva, 1974, p. 236.
- 29) Commission of Inquiry into Poverty, First Main Report, April 1975, *Poverty in Australia* (Prof. Ronald Henderson, Chairman), Vol. 1, p. 363, and Vol. 2, p. 104, 高橋武「社会保障の将来——普遍主義の問題」(『週刊・社会保障』No. 1130, 昭和56年(1981)6月22日)で要旨を紹介した。「最低保証給付」の最近の研究に次がある。Chantal Euzéby “A Minimum Guaranteed Income: Experiments and Proposals” (in *International Labour Review*, Vol. 126, No. 3, May-June 1987, pp. 253-276).
- 30) 上記18)の高橋武「“労働の将来” あれこれ」に紹介した「労働の未来」派の3人はいずれも、その種の「完全型の最低保証給付」を考えている点で共通していた。興味深いことである。
- 31) 高橋武『週5日制の時代, この時代をいかに考えるか』, 日本経営出版会, 1968年, 119-120ページ。
- 32) Louis Emmerij, Intervening on the Supply Side of the labor Market, (in *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 'Unemployment: A Global Challenge,' Vol. 492, July, 1987, pp. 159-170).
- 33) E. R. Emmet, *Learning to Philosophize*, rev. 1968, Penguin Books, p. 95.
- 34) Edward T. Hall, *Beyond Culture*, 1976, Anchor Books (岩田慶治・谷 泰訳『文化を超えて』, TBS ブリタニカ, 1979年, 269ページ)。
- 35) Paul Colvinvaux, *The Fates of Nations*, A Biological Theory of History, 1980, Penguin Books.
- 36) 花見 忠(上智大学教授)「外国人労働者問題——移民政策の視点必要」(日経, 21-10-88 経済教室)は例外である。主権国家こそ「法の支配」(rule of law)の下にあることを意識されているからであろう。
- 37) Rudolf Klein and Michael O'Higgins (ed.), *The Future of Welfare*, 1985, Basil Blackwell で、O'Higgins はここに将来とは5~15年としたうえ、福祉国家の危機は破産という点では存在しないとした。ただ postincremental stage (低成長時代)に適した社会政策への知的アプローチとしては、(1)不確実性の管理(MU)と危機回避(CA)が大切になるうとする。また後世代が支払いのツケに応ずる意思や能力については、希望的な仮定は避けるべきとする(224ページ)。*The Future of Social Protection*, 1988. OECD も90年代を採り上げる。教育と訓練が社会保障の主柱の1つになるうという

ペイユ総長の序論)。

- 38) 私の大学(社会福祉学科)の基礎文献(2学年の筆者のクラス)で『地域からの国際化——国家関係論を超えて』(チャドウィック・F. アルジャー[オハイオ大学]著, 吉田新一郎編訳, 1987年, 日本評論社, 198ページ)をテキストに使ったところ, 社会福祉の本でないため最初はガッカリした学生もい

たようであるが, 彼らのレポートや感想を聞く限り成功したように思われる。「世界のなかの鹿児島, 鹿児島のなかの世界」をある程度まで意識できたらしい。しかし社会福祉でも間接的アプローチが重要なことについてまでは, 認識したようではない。

(たかはし・たけし 鹿児島経済大学教授)